

昭和二十五年法律第四十七号
社会保険医療協議会法

(設置)

第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

第二条 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書

をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五

条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第

二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十八条第二項

の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第五号の規定による定め（同項第三号に規定する高

度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第三項並びに第七十二条第一項の

規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに

関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五

条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第四

十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働

省令に関する事項

四 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤

師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほ

か、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

第五条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代

表する委員 七人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人

三 公益を代表する委員 六人

前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くこ

とができる。

二 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、

前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くこ

とができる。

三 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要

があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

四 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。

五 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつては医療に要する費用を支払う者

の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たつては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するもの

とする。

六 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

10 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

11 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

12 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

13 委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

14 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

15 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

16 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。

17 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

18 (会議)

19 第六条 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならぬ。

20 第七条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

21 第八条 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

22 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

23 (雑則)

24 第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関する重要な事項は、政令で定める。

25 附 則 (施行期日)

26 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 (他の法令の改廃)

27 6 社会保険診療協議会令（昭和二十四年政令第三百六十七号）及び社会保険診療報酬算定協議会

令（昭和二十四年政令第三百六十八号）は、廃止する。

28 (経過規定)

29 9 この法律の施行の際、健康保険法第八十条第一項の規定による保険審査官、船員保険法第六十

三条第一項の規定による保険審査官又は厚生年金保険法第六十二条第一項の規定による保険審査

官の職にある者は、この法律の規定による社会保険審査官を命ぜられたものとみなす。

30 11 この法律の施行前に保険審査官、健康保険審査会、船員保険審査官又は厚生年金保険審査会に

おいてされた事件の受理その他の手続は、社会保険審査官又は社会保険審査会においてされた事

件の受理その他の手続とみなす。

31 附 則 (施行期日)

32 1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

33 附 則 (昭和三二年三月三一日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律中健康保険法第七十条ノ三の改正規定は公布の日から、同法第三条の改正規定及び附則第三条の規定は昭和三十二年四月一日から、附則第六条、第七条及び第十条の規定は同年七月一日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年一二月二七日法律第一九三号) 抄

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。

附 則 (昭和三六年一一月一六日法律第二二七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一一日法律第一二三号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号) 抄

この法律(第一条を除く)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七七号) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七七号) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号) 抄

この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、(施行期日)

正規定及び第四条中船員保険法第四十条の改正規定並びに附則第四十条、第九十一条及び第十八条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第七号) 抄

この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に第一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十二条ノ四第五項(「社会保険審議会」)を「審議会」に改める部分に限る)及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定(船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く)、第三条の規定並びに附則第十一条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄

この法律は、平成六年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等

の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについて

は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日を略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

（社会保険医療協議会法の一部改正に伴う経過措置）
規定期 公布の日

第三十条 この法律の施行の際に従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の委員又は専門委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十九条の規定による改正後の社会保険医療協議会法（以下この条において「新社会保険医療協議会法」という。）第三条第三項の規定により、厚生労働省の中央社会保険医療協議会の委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新社会保険医療協議会法第四条

第一項の規定にかかわらず、同日における従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際に従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新社会保険医療協議会法第五条第一項の規定により、厚生労働省の中央社会保険医療協議会の会長として選挙されたものとみなす。（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年五月一九日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条

第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第二百五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

附 則（平成一四年一月一三日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（平成一八年六月二二日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年六月二二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二 第二十二条及び附則第五十二条第三項の規定 平成十九年三月一日

（社会保険医療協議会法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 第二十二条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命されることとなる同法第三条第一項第三号の委員に係る同条第五項に規定する委員の任命のために必要な行為については、第二十二条の規定の施行の日前においても行うことができる。

2 社会保険医療協議会法第三条第六項及び第七項の規定は、前項の委員の任命について準用する。

3 第二十二条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命される同法第三条第一項第三号の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する半数の者の任期は、第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 から2まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七條、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第三十三条、第一百五十五条から第一百十八条まで、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

二 附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第九条及び第一百十九条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)

第二十八条 前条の規定の施行前に地方社会保険医療協議会にされた諮問で同条の規定の施行の際

当該質問に対する答申がされていないものは、同条の規定による改正後の社会保険医療協議会法議会に相当するものにされた諮問とみなす。

第二十九条 この法律の公布の日以後に任命される地方社会保険医療協議会の委員の任期は、社会保険医療協議会法第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十年九月三十日までとする。

第三十条 附則第二十七条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行後最初に任命される地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する半数の者の任期は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機関（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対しされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対しされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年七月六日法律第一一一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日法律第一九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三一日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

第一 条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

第一 条 当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を

加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十一条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日
二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）
、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。